

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 4 - 2</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>第18項第 5 号</u>.....<u>第22項第 5 号</u>.....</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1 - 4 - 4</p> <p>.....<u>令第 4 条の 3 第14項第 4 号</u>.....<u>令第 4 条の 3 第18項第 3 号</u>.....<u>令第 4 条の 3 第22項第 3 号</u>.....<u>同条第14項第 1 号</u>.....</p> <p>.....<u>第14項第 2 号、第18項第 2 号又は第22項第 2 号</u>.....</p> <p>...</p> <p>(注) 1</p> <p>.....<u>株式移転完全子法人</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(合併等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 4 - 2</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>第16項第 5 号</u>.....<u>第20項第 5 号</u>.....</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1 - 4 - 4</p> <p>.....<u>令第 4 条の 3 第12項第 4 号</u>.....<u>令第 4 条の 3 第16項第 3 号</u>.....<u>令第 4 条の 3 第20項第 3 号</u>.....<u>同条第12項第 1 号</u>.....</p> <p>.....<u>第12項第 2 号、第16項第 2 号又は第20項第 2 号</u>.....</p> <p>...</p> <p>(注) 1</p> <p>.....<u>株式移転完全子会社</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-4-6<u>第14項第2号</u>.....<u>第18項第2号</u>.....<u>第22項第2号</u>..... (注)</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-4-8<u>令第4条の3第14項第3号</u>.....</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-4-9<u>第14項第4号</u>.....</p> <p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-4-10<u>令第4条の3第14項第4号</u>.....</p> <p><u>(内部取引に準ずるものの例示)</u></p> <p><u>1-4-13 令第4条の3第11項(適格現物出資の要件)に規定する「その他これに準ずるもの」には、例えば、内国法人の国外にある事業所のうち法第69条第4項第1号(外国税額の控除)に規定する国外事業所等に該当しない事業所と同号に規定する本店等との間で行われた同号に規定する内部取引に相当する事実が含まれる。</u></p>	<p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-4-6<u>第12項第2号</u>.....<u>第16項第2号</u>.....<u>第20項第2号</u>..... (注)</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-4-8<u>令第4条の3第12項第3号</u>.....</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-4-9<u>第12項第4号</u>.....</p> <p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-4-10<u>令第4条の3第12項第4号</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

二 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(原価法一期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額)</p> <p>2-3-19</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-32 令第119条の13第3号(その他価格公表有価証券の時価評価金額)に規定する「当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、法人が、各事業年度において同一の方法により入手又は算出する価格によるものとし、その入手価格は通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。</p> <p>(1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した事業年度終了の日における最終の売買の価格 <u>(事業年度終了の日の社債の取引情報により証券業協会が公表する約定単価を基に当該法人が算定した平均値又は中央値を含む。)</u> 又は最終の気配相場の価格 (事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。)</p>	<p>(原価法一期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額)</p> <p>2-3-19</p> <p>(注)</p> <p>(1) <u>当該売買目的外有価証券の令第22条第1項第1号又は第2号(総資産の帳簿価額等)に規定する帳簿価額は、当該期末時の評価を行う前の金額となる。</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-32 令第119条の13第3号(その他価格公表有価証券の時価評価金額)に規定する「当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、法人が、各事業年度において同一の方法により入手又は算出する価格によるものとし、その入手価格は通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。</p> <p>(1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格 <u>(新株予約権付社債以外の公社債については、事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。)</u></p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3)	(3)
(註)	(註)

三 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
(電気通信施設利用権の範囲) 7-1-9 <u>令第13条第8号ツ</u>	(電気通信施設利用権の範囲) 7-1-9 <u>令第13条第8号ツ</u>

四 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
(旧定率法を採用している <u>建物、建物附属設備及び構築物</u> にした資本的支出に係る償却方法) 7-2-1の2 令第48条第1項第1号イ(2)《減価償却資産の償却の方法》に規定する旧定率法を採用している <u>建物、建物附属設備及び構築物</u> に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第55条第2項《資本的支出の取得価額の特例》の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、 <u>当該資本的支出に係る償却方法は、次に掲げる資本的支出の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によることに留意する。</u> (1) <u>令第48条第1項第3号に規定する鉱業用減価償却資産に該当しない建物、建物附属設備及び構築物にした資本的支出</u> 令第48条の2第1項第1号イ(1)《減価償却資産の償却の方法》に規定する定額法	(旧定率法を採用している <u>建物</u> にした資本的支出に係る償却方法) 7-2-1の2 令第48条第1項第1号イ(2)《減価償却資産の償却の方法》に規定する旧定率法を採用している <u>建物</u> に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第55条第2項《資本的支出の取得価額の特例》の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は <u>令第48条の2第1項第1号《減価償却資産の償却の方法》に規定する定額法に限られることに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>(1)以外のもの 同号イ(1)に規定する定額法又は同項第3号イ(2)に規定する生産高比例法（これらの償却の方法に代えて納税地の所轄税務署長の承認を受けた特別な償却の方法を含む。）のうち選定している方法</u></p>	

五 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-6 鉱業用減価償却資産（<u>令第48条の2第1項第3号イ（鉱業用減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産を除く。</u>）……………</p>	<p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-6 鉱業用減価償却資産……………</p>

六 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(定期同額給与の意義)</p> <p>9-2-12 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………<u>同項第2号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第3項</u>……………</p> <p>(確定額の意義)</p> <p>9-2-15 ……………</p> <p>④ <u>同号に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式による給与</u></p>	<p>(定期同額給与の意義)</p> <p>9-2-12 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………<u>法第34条第1項第2号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第2項</u>……………</p> <p>(確定額の意義)</p> <p>9-2-15 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は、まず役員の役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の額が確定され、当該債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式（法第 54 条第 1 項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する譲渡制限付株式をいう。以下 9-2-15 の 2 において同じ。）が交付されるものであるから、本文の「現物資産により支給するもの」には該当しない。</u></p> <p><u>（過去の役務提供に係るもの）</u></p> <p><u>9-2-15 の 2 役員の過去の役務提供の対価として生ずる債権に係る債務を履行するために交付される譲渡制限付株式は、法第 34 条第 1 項第 2 号（事前確定届出給与）に規定する「特定譲渡制限付株式」に該当しないため、当該譲渡制限付株式による給与の額は、同号に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</u></p> <p><u>（職務の執行の開始の日）</u></p> <p><u>9-2-16 令第 69 条第 2 項及び第 3 項第 1 号（定期同額給与の範囲等）の「職務の執行の開始の日」……………</u></p> <p><u>（利益の状況を示す指標の意義）</u></p> <p><u>9-2-17 の 2 令第 69 条第 8 項第 2 号から第 5 号まで（損金の額に算入される利益連動給与）に掲げる指標は、利益に関するものに限られるのであるから、例えば、売上、株価、配当及びキャッシュ・フローは、これらの号に掲げる指標に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（利益の状況を示す指標に含まれるもの）</u></p> <p><u>9-2-17 の 3 次に掲げる指標は、令第 69 条第 8 項第 5 号（損金の額に算入さ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>（職務の執行を開始する日）</u></p> <p><u>9-2-16 令第 69 条第 2 項第 1 号（事前確定届出給与の届出）の「職務の執行を開始する日」……………</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れる利益連動給与)に掲げる「前各号に掲げる指標に準ずる指標」に含まれる。</p> <p>(1) <u>同項第1号から第3号までの有価証券報告書(同項第1号に規定する有価証券報告書をいう。以下9-2-17の3において同じ。)</u>に記載されるべき事項を財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により有価証券報告書に記載することができることとされている事項(以下9-2-17の3において「<u>任意的記載事項</u>」という。)とした場合における同項第1号から第4号までに掲げる指標</p> <p>(2) <u>有価証券報告書に記載されるべき利益(任意的記載事項を含む。)</u>の額に<u>有価証券報告書に記載されるべき費用(任意的記載事項を含む。)</u>の額を加算し、かつ、<u>有価証券報告書に記載されるべき収益(任意的記載事項を含む。)</u>の額を減算して得た額</p> <p>(算定方法の内容の開示)</p> <p>9-2-19</p> <p>(1)<u>利益の状況を示す指標</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(利益の状況を示す指標の数値が確定した時期)</p> <p>9-2-20 <u>令第69条第12項</u>.....<u>利益の状況を示す指標</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</p>	<p>(算定方法の内容の開示)</p> <p>9-2-19</p> <p>(1)<u>利益に関する指標</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(利益に関する指標の数値が確定した時期)</p> <p>9-2-20 <u>令第69条第10項</u>.....<u>利益に関する指標</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</p>

改 正 後	改 正 前
9-2-53 <u>法第54条の2第1項</u> …………… (1) …………… (2) ……………	9-2-53 <u>法第54条第1項</u> …………… (1) …………… (2) ……………

七 法人課税信託に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用) 12の6-2-3 …………… (注) …………… …………… <u>関連法人株式等及び同条第7項に規定する非支配目的株式等</u> ……………	(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用) 12の6-2-3 …………… (注) …………… …………… <u>関連法人株式等</u> ……………

八 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
(発生時換算法一期末時換算による換算差額を純資産の部に計上している場合の 取扱い) 13の2-2-4 …………… (注) …………… (1) …………… (2) ……………	(発生時換算法一期末時換算による換算差額を純資産の部に計上している場合の 取扱い) 13の2-2-4 …………… (注) …………… (1) <u>当該有価証券の令第22条第1項第1号又は第2号(総資産の帳簿価額 等)に規定する帳簿価額は、当該期末時の換算を行う前の金額となる。</u> (2) …………… (3) ……………

九 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
(飲食店業の範囲) 15-1-43 (注)中学校、 <u>義務教育学校</u>	(飲食店業の範囲) 15-1-43 (注)中学校.....

十 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
(割引債に係る利子の計算期間) 16-2-7 <u>配当等</u>	(割引債に係る利子の計算期間) 16-2-7 <u>利子配当等</u>

十一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<u>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</u> 16-3-19 <u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、法第 37 条第 1 項若しくは第 2 項(寄附金の損金不算入)又は措置法第 61 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項(交際費等の損金不算入)の規定に準じて計算する場合には、各国外事業所等をそれぞれ一の法人とみなして計算することに留意する。この場合において、次のことは次による。</u> (1) <u>令第 73 条第 1 項第 1 号イ(一般寄附金の損金算入限度額)に規定する資本</u>	16-3-19 <u>削 除</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>金等の額は、内国法人の当該事業年度終了の時における同号イに規定する資本金等の額による。</u></p> <p><u>(2) 措置法第 61 条の 4 第 2 項に規定する資本金の額又は出資金の額は、内国法人の当該事業年度終了の日における同項に規定する資本金の額又は出資金の額による。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における損金の額に算入されない寄附金、交際費等)</u></p> <p><u>16-3-19 の 7 の 2 当該事業年度において支出した寄附金の額のうち法第 37 条第 1 項又は第 2 項(寄附金の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額のうちその他の国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額は、当該事業年度のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上も損金の額に算入しない。</u></p> <p><u>当該事業年度の交際費等の額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20<u>第 9 項及び第 10 項</u>.....<u>法第 69 条第 13 項</u>..... </p>	<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20<u>第 10 項及び第 11 項</u>.....<u>法第 69 条第 14 項</u>..... </p>
<p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 <u>第 9 項及び第 10 項</u>.....</p>	<p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 <u>第 10 項及び第 11 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(1) (2) (注) (利子の範囲) 16-3-46 <u>法第 69 条第 7 項</u>	(1) (2) (注) (利子の範囲) 16-3-46 <u>法第 69 条第 8 項</u>

十二 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
(組織再編成に係る確定申告書の添付書類) 17-1-5 付表 組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方 1 2 3 4 5 6 <u>第 12 項又は第 13 項</u>	(組織再編成に係る確定申告書の添付書類) 17-1-5 付表 組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方 1 2 3 4 5 6 <u>第 10 項又は第 11 項</u>

改 正 後	改 正 前
イ	イ
ロ	ロ
7	7
8	8
..... <u>第 14 項第 2 号</u> <u>第 12 項第 2 号</u>
9	9
10	10
11	11
(注)	(注)

十三 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)	(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)
18-1-2	18-1-2
.....生命保険..... <u>又は各厚生年金基金契約</u> <u>信託</u> 、生命保険..... <u>若しくは各厚生年金基金契約又は各適格退職年金契約</u>
.....
..... <u>運用、法第 84 条第 2 項第 9 号に掲げる国家公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付積立金(国家公務員共済組合法第 21 条第 2 項第 2 号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。)</u> の運用、 <u>法第 84 条第 2 項第 10 号イに掲げる組合が管理する退職等年金給付組合積立金(地方公務員等共済組合法第 24 条の 2 に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)</u> の運用、同運用.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>号ロに掲げる市町村連合会が管理する退職等年金給付組合積立金（同法第 38 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 2 に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。）の運用、法第 84 条第 2 項第 11 号に掲げる地方公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付調整積立金（地方公務員等共済組合法第 38 条の 8 の 2 第 1 項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。）の運用又は法第 84 条第 2 項第 12 号に掲げる日本私立学校振興・共済事業団が管理する積立金（日本私立学校振興・共済事業団法第 33 条第 1 項第 4 号に掲げる経理に係る勘定に属する積立金をいう。）の運用</u>……………</p> <p>18-1-3 <u>削 除</u></p> <p>（信託財産からの信託報酬の控除）</p> <p>18-1-4 ……………</p> <p>……………<u>勤労者財産形成基金給付契約</u>……………<u>令第 164 条第 2 号</u>……………<u>個人型年金の積立金の運用、令第 165 条第 3 号（退職等年金給付積立金に係る退職年金等積立金額の計算）の退職等年金給付積立金の運用、令第 166 条第 1 項第 3 号（退職等年金給付組合積立金に係る退職年金等積立金額の計算）の退職等年金給付組合積立金の運用、令第 167 条（退職等年金給付調整積立金に係る退職年金等積立金額の計算）の規定による読替え後の同</u></p>	<p><u>（信託財産から控除する収益の分配額）</u></p> <p>18-1-3 <u>令附則第 13 条第 1 項第 3 号（信託財産から控除する収益の分配額）に掲げる金額には、次のものが含まれる。</u></p> <p>(1) <u>当該財産計算時において事業主に返還すべきものとして確定される返還額又は掛金充当額</u></p> <p>(2) <u>令附則第 16 条第 1 項第 8 号（適格退職年金契約の要件等）に掲げる超過留保額の返還額又は掛金充当額</u></p> <p>（信託財産からの信託報酬の控除）</p> <p>18-1-4 ……………</p> <p>……………<u>勤労者財産形成基金給付契約若しくは令附則第 13 条第 1 項（信託に係る退職年金等積立金額の計算）の適格退職年金契約</u>……………<u>若しくは令第 164 条第 2 号</u>……………<u>個人型年金の積立金の運用</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<u>号の退職等年金給付調整積立金の運用若しくは令第 168 条第 3 号(退職等年金給付勘定に属する積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の積立金の運用</u> … ……………	

十四 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
(恒久的施設において使用する資産の範囲) 20-2-4 …………… …………… <u>令第 13 条第 8 号イからソまで</u> …………… (注) ……………	(恒久的施設において使用する資産の範囲) 20-2-4 …………… …………… <u>令第 13 条第 8 号イからツまで</u> …………… (注) ……………

十五 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(租税条約等により法人税が課されない所得に係る欠損金) 20-5-13 <u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</u> ……………	(租税条約等により法人税が課されない所得に係る欠損金) 20-5-13 <u>外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第 1 条(所得税又は法人税の非課税)</u> ……………